

規制の緩和によって拡大する介護ビジネス市場

わが国が本格的な高齢化社会を迎えようとしている中で、平成12年4月に介護保険制度が導入されて以降、介護ビジネス市場が拡大しており注目されています。

介護保険制度の下では、訪問介護(ホームヘルプ) 痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性高齢者グループホーム)などの在宅サービスと、介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)など介護保険施設 (注1)で提供する施設サービスがあり、これらが介護保険からの給付対象サービス(注2)となります。

戦後、高齢者を対象とした福祉分野におけるサービスの提供は、自治体などの行政による主導の下、行政から委託を受けた事業者や社会福祉法人、医療法人など特定の法人に限られていました。また、サービスの利用面についてみれば、財源が公費(税金)で賄われていたことから、サービスは利用者の身体状況や居住環境などにより行政側の裁量によって決定され、利用者のニーズに見合った十分なサービスの提供が行われていませんでした。

しかし、介護保険制度の導入により 在宅サービスの分野で民間事業者による参入が認められると共に、 財源が、被保険者(注3)の保険料拠出により 賄われることで、利用者はサービスを自由に選択できるようになりました(注4)。 このように規制が緩和された背景には、 福祉分野にも市場の競争原理を導入し、多様で効率的なサービスの提供を行う必要があること、また、 特別養護老人ホームなどでは施設数の不足からサービスの供給が追いつかず、施設への入所を待つ利用者が増加している状況下、民間事業者による参入を認め、サ

(注1)介護保険施設には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設を 人保健施設)、介護療養型医療施設の3種類がある。

(注2)介護サービスの提供により発生した費用は、原則としてサービスの利用者が1割を負担し、残りの9割は保険給付として、介護保険財政の中から、事業者に支給される。

(注3)65歳以上の第1号被保険者と40歳以 上65歳未満の医療保険加入者である第2号被 保険者。

(注4)介護保険制度において、給付を受けようとする被保険者の申請により、市町村が行う要介護・要支援認定を受ける必要がある。

ービス提供基盤の拡充と整備 を図る必要があること、など が挙げられます。

こうしたことから、とりわけ在宅サービスを手掛ける事業所数は年々増加していると共に、サービスの受給者数も増加しており、介護ビジネス市場は拡大しています(図表1)。



図表 T 厚生労働省、WAM-NET資料を 基に三重銀総研作成。 もっとも、介護ビジネスは、 サービスを提供する事業者が利用者に提供したサービスの見返りとして受け取る対価が「介護報酬(注5)」という公定価格で決められていること、 人の手によってサービスの提供をするという「労働集約型産業」であること、 介護保険からの給付を受けるためには、提供するサービス毎に配置する専門スタッフなどの人員数が定められていること、などからスケールメリットが発揮されにくく、収益事業としての採算性が低いことなどが指摘されています。

こうしたことから、訪問介護など単独のサービスを手掛ける事業者が既存のサービス提供に加え、ホームヘルパーなどの専門スタッフを効率的に稼動させるため、グループホームなど施設滞在型のサービスを同時に手掛ける、配食、外出支援、訪問理美容などといった介護保険の給付対象とならない、いわゆる「横出しサービス(注6)」などを合わせて利用者に提供する、などの方法で複合的に事業展開を図り、収益の確保に努めるケースなどもみられます。このように、介護ビジネスに対する各事業者の取り組み方は多様化してきています。

わが国では今後も高齢化が進み、介護ビジネス市場が拡大していく中で、参 入企業の増加による競争の激化や、利用者によるサービス選別の目は厳しさを 増すことが予想されます。従って、先行する企業との業務提携やフランチャイ ズ展開の導入、アウトソーシングの活用などといった効率的な事業運営のほか、 スタッフの教育や利用者への情報公開など、サービスの質の向上に努めること が不可欠とみられ、各社の取り組みが注目されましょう。

佐藤 宏行

図表2 介護保険給付対象サービスと民間事業者の参入可否

	サービスの種類	可否	サービスの種類	可否	サービスの種類	可否
	訪問介護		通所リハビリテーション	×	居宅介護支援	
	訪問入浴介護		短期入所生活介護		特定福祉用具販売	
	訪問看護		短期入所療養介護	×	住宅改修	
	訪問リハビリテーション	×	痴呆対応型共同生活介護		介護老人福祉施設	×
	居宅療養管理指導(注)		特定施設入所者生活介護		介護老人保健施設	×
	通所介護		福祉用具貸与		介護療養型医療施設	×

(注)薬局などが行う場合は可

... 在宅サービス ... 施設サービス(介護保険施設)

(注5) 介護保険の給付対象として提供するサービスの単価は、介護報酬(単価)として定められており、利用するサービスの種類などによって異なる。サービスを提供する事業者はこの単価を上限にサービス価格を決める。

(注6)利用者は原則として、全額自費でサービスを受ける。

図表2

各種資料を基に三重銀総研作成。